

事業の流れ	手続きの内容等
事前相談	◇補助対象となるか?どのような手続きが必要か? 等、当該事業に関する疑問点等に対して、随時相談に応じます。
①助成申請(申請者)	 ◇事業実施の7日前までに、町担当課(商工観光課)に申請書を提出します。 ◇補助金申請書(様式第1号) ・事業計画書 ・展示会の開催要領 ・展示会の出展申込書の写し ・その他町長が必要と認める書類
②交付決定通知(町)	◇商工観光課で内容審査後、交付(不交付)決定通知します。
3展示会出展	
④補助金請求・実績報告	◇事業完了後30日以内に、町担当課(商工観光課)に請求書を提出します。◇補助金請求書(様式第6号)・事業実績書・実施状況を撮影した写真・補助対象経費の領収書の写し・その他町長が必要と認める書類
⑤補助金支払(町)	◇商工観光課で内容審査後、請求書に記載の口座に振り込みします。